

立命館大学総合理工学研究機構バイオメディカルデバイス研究センター
立命館大学総合理工学研究機構バイオメディカルデバイス研究会規約

(名称)

第1条 立命館大学総合理工学研究機構バイオメディカルデバイス研究センター（以下「研究センター」という）に、立命館大学総合理工学研究機構バイオメディカルデバイス研究会（以下「研究会」という）をおく。

(目的)

第2条 研究会は、研究センターにおいて研究センター研究員および研究会会員が相互に交流や研究開発情報の交換を行うことにより、総合的なバイオメディカル拠点を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 研究センターは、研究会の目的を達成するため次の会員向け事業を行う。

- (1) 内外の研究者による講演会の実施
- (2) 国際会議における動向調査の報告
- (3) 講習会、実習会の実施
- (4) 若手研究者による研究成果発表会
- (5) その他、研究会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 研究会の会員は、企業などの法人を対象とする。

- 2 会員は、研究会のすべての事業に優先的に参加する権利を有する。

(入会)

第5条 研究会に入会しようとするときは、バイオメディカルデバイス研究センター長（以下「センター長」という）に入会申込書を提出しなければならない。

- 2 入会の申し込みを行ったものに対しては、センター長が入会の適否を判断のうえ、これを認める。

(退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、その旨を書面をもってセンター長に届け出なければならない。ただし、会員については、年度末までに会費の納入を行わなかった場合は、その時点で自動的に退会とする。

(運営)

第7条 研究会は、研究センターが運営する。

- 2 センター長は、研究会を運営するため、研究センター研究員のなかから担当幹事を定める。

(会計)

第8条 研究会の事業経費は、会員からの会費収入をもってあてる。

- 2 会員の年会費は、1社5万円とする。
- 3 研究会の会計および事業年度は、4月1日より翌年3月31日までの1ヶ年を単位とする。
- 4 毎年度の決算は、大学の監査をうけなければならない。

(会則改正)

第9条 本規約の改正は、総合理工学研究機構運営委員会で行う。

付則 本規約は、2011年4月1日に施行し、同時に研究会を発足する。